

平成 26 年分の国外財産調書の提出状況について

近年、国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る所得税や相続税の課税の適正化が喫緊の課題となっていることから、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告をしていただく仕組みとして、国外財産調書の提出制度が創設され、平成 26 年 1 月から施行されました。

平成 26 年分（平成 26 年 12 月 31 日分）の国外財産調書の提出状況は以下のとおりです。

1 総提出件数

8, 184 件

※東京局 5,382 件（65.8%）、大阪局 1,054 件（12.9%）、
名古屋局 632 件（7.7%）、その他 1,116 件（13.6%）

2 総財産額

3兆1,150億円

※東京局 2兆3,501億円（75.4%）、大阪局 3,637億円（11.7%）、
名古屋局 1,648億円（5.3%）、その他 2,364億円（7.6%）

3 財産の種類別総額

財産の種類	総額	構成比
有価証券	1兆6,845億円	54.1%
預貯金	5,401億円	17.3%
建物	2,841億円	9.1%
貸付金	1,164億円	3.7%
土地	1,068億円	3.4%
上記以外の財産	3,831億円	12.4%
合計	3兆1,150億円	100.0%

(注) 平成 27 年 6 月末までに提出されたものを集計しています。

国外財産調書提出制度の概要

その年の12月31日においてその価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する居住者は、翌年3月15日までに当該財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、税務署長に提出しなければならないとされています（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「国送法」という。）5①）。

国外財産調書は、自主的に自己の情報を記載し提出するものであることから、適正な提出を確保するため以下のインセンティブ措置等が設けられています（国送法6、10）。

① 加算税の軽減措置

調書を期限内に提出した場合に、記載された国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても加算税を軽減（▲5%）。

② 加算税の加重措置

調書の提出がない場合又は提出された調書に国外財産の記載がない場合に、その国外財産に関して所得税の申告漏れが生じたときには、加算税を加重（+5%）。

③ 罰則の適用

正当な理由なく期限内に提出がない場合又は虚偽記載の場合に、1年以下の懲役または50万円以下の罰金。